

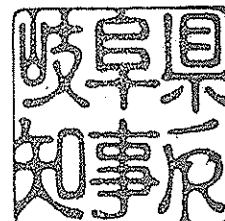
医整第 1050 号

平成 23 年 1 月 18 日

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 犬塚 貴 様

岐阜県知事 古田 肇



地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の役員に対する報酬及び退職手当の支給基準（変更）について（通知）

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「各法人」という。）の役員に対する報酬及び退職手当の支給基準について、各法人が当該支給基準を変更し、各法人から地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 2 項の規定による届出がありましたので、同法第 56 条第 1 項において準用する同法第 49 条第 1 項の規定により、別添のとおり通知します。

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 役員報酬及び役員退職手当の支給基準

平成22年4月1日 決定

平成22年12月14日 変更

1 役員報酬・役員退職手当に関する法律の規定の概略（地方独立行政法人法48条,49条(56条1項で準用)）

- ① 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 報酬等の支給の基準は、法人が定め、知事に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 報酬等の支給の基準は、(1)国・地方公共団体の職員給与、(2)他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、(3)当該法人の業務実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ④ 評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

2 基本的な考え方

- ① 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。その妥当性の判断に当たっては、他の地方独立行政法人（公立大学法人を含む）及び国の独立行政法人（国立大学法人を含む）の役員報酬等の状況のほか、国立病院（直営）の長、岐阜県を含む都府県の特別職、地方独立行政法人化前の岐阜県立病院の院長等及び他県の病院事業管理者等の給与の状況を参考とする。
- ② ①を踏まえた結果、役員の基本報酬の月額並びに賞与及び退職手当の算定方法は、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員の取扱い及びこれに準拠して定められている岐阜県の教育職給料表(一)6級の適用を受ける職員の取扱いを参考に定めることとする。
- ③ 評価委員会による法人の業務実績評価を活用し、その評価結果を常勤役員の賞与及び退職手当に反映することができる制度とする。

3 役員報酬の支給基準

(1) 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

①基本報酬（月額）

理事長 863,140円 以内

副理事長 803,400円 以内

理事 745,720円 以内

②通勤手当 法人職員の例による

③賞与 [計算式] 賞与(年間支給総額) = 基本報酬月額 × 1.45 × (1.40 [6月] + 1.55 [12月])

- ◆職員を兼務する常勤役員には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。
- ◆基本報酬（月額）については、理事会において特に必要と認める場合に限り、ここで定める上限額を上回る金額を定めることができるものとする。ただし、その場合の金額は、ここで定める上限額に100分の120を乗じた額を超えることができないものとする。
- ◆設立団体である岐阜県において職員給与の臨時的抑制措置（給与カット）が行われる場合も、必ずしも同様の措置を行うものではない。（法人の職員と同様の取扱い。）
- ◆賞与については、法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の20の範囲内で増額又は減額できるものとする。

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院 役員報酬及び役員退職手当の支給基準

平成22年4月1日 決定

平成22年12月16日 変更

1 役員報酬・役員退職手当に関する法律の規定の概略（地方独立行政法人法48条、49条（56条1項で準用））

- ① 一般地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 報酬等の支給の基準は、法人が定め、知事に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 報酬等の支給の基準は、(1)国・地方公共団体の職員給与、(2)他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、(3)当該法人の業務実績その他の事情を考慮して定めなければならない。
- ④ 評価委員会は、報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

2 基本的な考え方

- ① 役員の職務・職責に応じた適正かつ妥当な水準とする。その妥当性の判断に当たっては、他の地方独立行政法人（公立大学法人を含む）及び国の独立行政法人（国立大学法人を含む）の役員報酬等の状況のほか、国立病院（直営）の長、岐阜県を含む都府県の特別職、地方独立行政法人化前の岐阜県立病院の院長等及び他県の病院事業管理者等の給与の状況を参考とする。
- ② ①を踏まえた結果、役員の基本報酬の月額並びに賞与及び退職手当の算定方法は、「指定職俸給表」の適用を受ける国家公務員の取扱い及びこれに準拠して定められている岐阜県の教育職給料表(一)6級の適用を受ける職員の取扱いを参考に定めることとする。
- ③ 評価委員会による法人の業務実績評価を活用し、その評価結果を常勤役員の賞与及び退職手当に反映することができる制度とする。

3 役員報酬の支給基準

(1) 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

①基本報酬（月額）

理事長 838,000円以内

副理事長 780,000円以内

理事 724,000円以内

②通勤手当 法人職員の例による

③賞与 [計算式] 賞与(年間支給総額) = 基本報酬月額 × 1.45 × (1.40[6月] + 1.55[12月])

- ◆職員を兼務する常勤役員には、役員報酬は支給せず、職員給与規程を適用する。
- ◆基本報酬（月額）については、理事会において特に必要と認める場合に限り、ここで定める上限額を上回る金額を定めることができるものとする。ただし、その場合の金額は、ここで定める上限額に100分の120を乗じた額を超えることができないものとする。
- ◆設立団体である岐阜県において職員給与の臨時的抑制措置（給与カット）が行われる場合も、必ずしも同様の措置を行うものではない。（法人の職員と同様の取扱い。）
- ◆賞与については、法人の業績（評価委員会が行う法人の業務実績評価の結果）及び当該役員の法人の業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、100分の20の範囲内で増額又は減額できるものとする。

